

# 関東信越税理士会 熊谷支部9月例会次第

日時 平成24年9月7日(金)  
午前9時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス

## 1. 会務報告

- |               |                       |   |            |
|---------------|-----------------------|---|------------|
| (1) 8月 7日(火)  | 例会・署との協議会             | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 8月 7日(火)  | 支部納涼会                 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 8月 7日(火)  | 県連支部長会                | 於 | 埼玉県税理士会館   |
| (4) 8月 8日(水)  | 東部地区委員会               | 於 | しなのや       |
| (5) 8月17日(金)  | 北部地区委員会               | 於 | 満る岡        |
| (6) 8月21日(火)  | 中央地区委員会               | 於 | いづみ寿司      |
| (7) 8月22日(水)  | 大里地区委員会               | 於 | 美ゆき        |
| (8) 8月24日(金)  | 西部地区委員会               | 於 | 割烹まんまる     |
| (9) 8月27日(月)  | 深谷地区委員会               | 於 | きんとう旅館     |
| (10) 9月 3日(月) | 正副支部長・署との協議会          | 於 | 熊谷税務署      |
| (11) 9月 3日(月) | 正副支部長・地域長会議           | 於 | 支部事務局      |
| (12) 9月 4日(火) | 県連支部長会・埼玉県法人会連合会との協議会 | 於 | ラフレさいたま    |
| (13) 9月 6日(木) | 県北地域全税共業務推進協議会        | 於 | ホテルガーデンパレス |

## 2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 支部例会・地域例会・署との協議会  
日時 9月7日(金)午前9時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 支部研修会  
日時 9月7日(金)午前10時40分～  
場所 ホテルガーデンパレス  
内容 「今、中東で何が起きているのか?」  
講師 元 在チュニジア大使 小野安昭氏
- (3) 支部理事推薦委員会  
日時 9月7日(金)午後12時15分～  
場所 ホテルガーデンパレス
- (4) 本会支部長会・理事会  
日時 9月13日(木)午後1時30分～  
場所 パレスホテル大宮
- (5) 支部親睦ゴルフ大会  
日時 9月14(金)午前8時35分スタート  
場所 熊谷ゴルフクラブ
- (6) 熊谷資産税研究会定期総会  
日時 9月14日(金)午後1時30分～  
場所 熊谷文化創造館さくらめいと
- (7) 県下税務署長との協議会  
日時 9月18日(火)午後1時30分～  
場所 大宮サンパレス
- (8) 熊谷税務署管内納税貯蓄組合連合会 中学生の「税についての作文」最終審査会及び役員会  
日時 9月19日(水)午前10時00分～  
場所 熊谷市立商工会館
- (9) 埼玉県連青年部一泊研修会  
日時 9月23日(日)・24日(月)  
場所 ホテルヘリテージ
- (10) 青色申告会連合会  
日時 9月26日(水)～27日(木)  
場所 山形県 湯野浜温泉

- (11) 正副支部長・署との協議会  
 日時 10月4日(木)午後4時00分～  
 場所 熊谷税務署
- (12) 正副支部長・地域長会議  
 日時 10月4日(木)午後4時45分～  
 場所 支部事務局
- (13) 三者懇談会  
 日時 10月9日(火)午後12時30分～  
 場所 ホテルガーデンパレス
- (14) 県連研修会  
 日時 10月9日(火)・10日(水)  
 場所 大宮ソニックシテイ大ホール
- (15) 県連ソフトボール大会  
 日時 10月12日(金)  
 場所 東京健保組合大宮運動場
- (16) 熊谷法人会役員県外視察研修  
 日時 10月17日(水)～18日(木)  
 場所 伊東温泉
- (17) 東京一日研修会  
 日時 11月2日(金)  
 場所 衆議院議員会館・東京消防庁本所防災館・東京港
- (18) 県北ブロック研修会(当日は午前10時00分より11時10分迄例会、午後から研修です)  
 日時 11月6日(火)午後1時00分～5時00分  
 場所 ホテルガーデンパレス  
 講師 税理士 岩下忠吾氏
- (19) 本会学術討論会  
 日時 11月21日(水)  
 場所 大宮サニックシテイ

### 3. その他の協議報告事項

### 4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

### 5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

#### 新規入会

松本一良(平成24年8月23日登録・税務支援対策部・東部地区)

〒360-0012 熊谷市上之11-7 TEL 048-522-5557

神田福男(平成24年8月23日登録・税務支援対策部・北部地区)

〒360-0231 熊谷市飯塚1582 TEL 048-588-2545

近藤 博(平成24年8月23日登録・税務支援対策部・中央地区)

〒360-0044 熊谷市弥生2-28 TEL 090-1993-1465

### 6. 次回例会予定

日時 10月9日(火) 午前9時30分 署との協議会・支部例会・地域例会

場所 ホテルガーデンパレス

\*バス 午前9時10分 熊谷駅南口・熊谷市役所発

#### 支部研修

日時 10月9日(火) 午前10時30分～11時00分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 熊谷市長による市政報告会

講師 熊谷市長 富岡清氏

### 7. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

\* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

平成24年9月7日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部

## 『確定申告の早見表』について

今年度も埼玉県税理士協同組合より各会員一人一冊無料配布されますが、ご希望により予約販売いたしますので、下記申込書を支部事務局にご提出下さい。

価格 @115円  
納品 11月上旬予定

※ 申し込みは9月28日（金）までをお願いします。

FAX 521-9612

---

申込冊数 \_\_\_\_\_ 冊

氏名 \_\_\_\_\_

# 成年後見制度研修会の開催について お知らせ

県連公益活動対策部では、今年度、下記日程で成年後見制度研修会を開催いたします。  
 内容は、関東信越税理士会が7月2日に設立した成年後見支援センターの活用方法を同センター長より直接説明していただくほか、成年後見人及び成年後見監督人業務に精通した税理士会員に、日々の業務の流れ及び注意点並びに事例を交えて説明していただきます。

受講を希望される会員は、下記申込欄にて平成24年10月1日(月)までに税理士会埼玉県連事務局にFAXにてお申し込み願います。

なお、「関東信越税理士会研修受講カード」で受付を行いますので、忘れずにお持ち願います。

## 記

1 日 時 平成24年10月17日(水) 13時30分受付開始  
 14時～16時30分 研修 (2.5時間でカウントします)

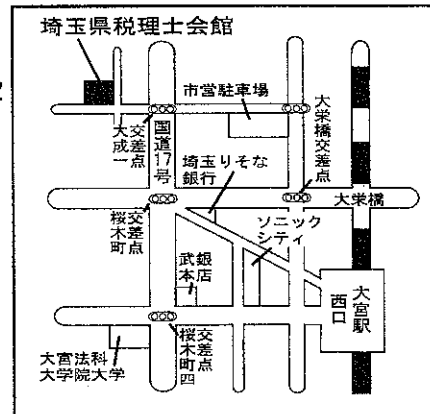
1 テーマ 税理士による成年後見制度/成年後見支援センターの活用方法

1 講師 関東信越税理士会成年後見支援センター長 税理士 梅田 隆志 会員  
 さいたま家庭裁判所参与員 税理士 武田 靖 会員

1 場所 埼玉県税理士会館  
 さいたま市大宮区大成町1丁目289番地2  
 電話 048-665-3111

1 受講料 無料

1 定員 100名(先着順。締切日は10月1日(月)までとしますが、定員に達した時点で受付を終了します。)



## 平成24年10月17日(水)開催の成年後見制度研修会受講申込欄

税理士事務所名			
参 加 者	受 講	税理士登録番号	
	税 理 士	氏 名	
	受 講	税理士登録番号	
	税 理 士	氏 名	
	受 講	税理士登録番号	
	税 理 士	氏 名	

FAX送信先 048(665)3888 関東信越税理士会埼玉県支部連合会(江利川)

# 埼玉県連業務部主催

## 「中小企業の会計に関する基本要領」研修会のご案内

業務部では今年2月に策定された「中小企業の会計に関する基本要領」について、下記のとおり研修会を開催いたします。

受講を希望される会員の方は、受講申込欄にご記入いただき、FAXにてお申し込みをお願いいたします。

なお、当日は「関東信越税理士会研修受領カード」にて受付しますので、忘れずにお持ちください。

### 記

日 時 平成24年10月3日(水) 14時～16時30分 (13時30分受付開始)  
**※2.5時間でカウントいたします**

場 所 埼玉県税理士会館  
 さいたま市大宮区大成町1-289-2  
 TEL:048-665-3111

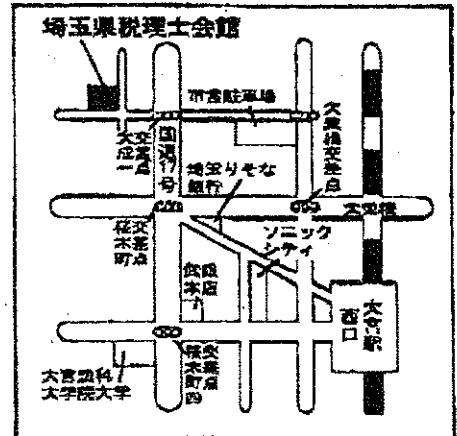
テーマ 中小企業の会計に関する基本要領について  
 講師 櫻庭 岡平 氏(税理士、公認会計士)  
 NPO法人会計参与支援センター 理事長

受講料 無料

定員 90名

申込締切 平成24年9月27日(木)までに県連事務局宛へFAXでお申し込みください。

※定員を超える場合は税理士会員を優先し、職員の方の受講をご遠慮させていただくほか、場合により申込受付を終了することがございます。予めご了承ください。



### 埼玉県連業務部主催 「中小企業の会計に関する基本要領」研修会 受講申込欄

受講税理士	税理士登録番号 (必須)	
	氏名	
	税理士登録番号 (必須)	
	氏名	
受講職員	氏名	

FAX申込先：048-665-3888

関東信越税理士会埼玉県支部連合会事務局 担当：望月

平成 24 年 9 月

各 位

埼玉県税理士協同組合  
理事長 吉 村 寛

### UC 税理士ゴールドカード取扱い終了について

平素は組合事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、埼玉県税理士協同組合とりそなカード株式会社が提携し、長年ご愛顧を賜っております「UC 税理士ゴールドカード」が、りそなカード株式会社による UC ブランド取扱い終了に伴い、平成 25 年 6 月 30 日をもって取扱いを終了することとなりましたのでご連絡いたします。

現在ご利用いただいている UC 税理士ゴールドカードにつきましては、下記の通りの取扱いとさせていただきますので、ご利用いただいている皆様におかれましては大変ご迷惑、お手数をお掛けしますが、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. UC 税理士ゴールドカード取扱いの終了について

平成 25 年 6 月 30 日をもちまして、取扱いを終了とさせていただきます。カード上に表示されている有効期限に関わりなくご利用ができなくなりますのでご注意ください。

(※平成 25 年 7 月 1 日以降は、ご利用ができなくなります。)

UC にここにこプレゼントポイントも消滅しますので、ポイントの応募につきましては平成 25 年 6 月 30 日までにして頂くようお願いいたします。

##### 2. ETC カードについて

UC 税理士ゴールドカードに附随して ETC カードをお持ちの方は、ETC カードも同様に同期限にて取扱い終了となりますのでご注意ください。

(※平成 25 年 7 月 1 日以降は、ご利用ができなくなります。)

「ETC マイレージサービス」をご利用の方は、「ETC マイレージ事務局」へ連絡し、他の ETC カードへの移行の手続きをおこなってください。

電話：0570-010125 [ナビダイヤル] (平日 9:00~21:00、土日祝 9:00~18:00)

※携帯・PHS・IP 電話などご利用の会員様は、045-477-3793 へお掛けください。

##### 3. 今後のご案内等について

UC 税理士ゴールドカードの取扱い終了につきましては、平成 25 年 2 月にりそなカード株式会社からカードご利用者の方（親カードご利用者のみ）に取扱い終了のご案内を予定しております。

また、今後につきましては同社の「りそな VISA コーポレートゴールドカード (MINE)」

(ETC カード有) [年会費無料] の契約を予定しており、12 月ころにはご案内できる予定です。

以上

UC税理士ゴールドカード 廃止・移行スケジュール

UC税理士ゴールドカード		VISAカード	
日程	項目	日程	項目
平成24年11月30日	UCカード会員募集停止		
		平成24年12月1日	VISAカード新規会員募集枠確保 ※3
平成25年2月1日	UCカード終了・VISAカード切替案内①	平成25年2月1日	同左
	りそなカードより全UCカード会員(親会員)宛		同左
平成25年4月下旬	UCカード終了・VISAカード切替案内②		
～5月初旬	りそなカードより全UCカード会員(親会員)宛 ※1		
平成25年5月31日	同日付期限到来分にて更新カード発行を停止		
平成25年6月14日	紛失等によるカードの再発行を原則停止		
平成25年6月30日	UCカード全件解約・効力失効 ※2		
平成25年7月1日	UCカード発行停止 (UCカード提携解除)		

※1 VISAカードの申込用紙同封は①のみ

※2 カード有効期間に関わらず、6/30までで効力失効。

※3 埼玉協とりそなカード(株)において、VISAカード会員受け入れ体制の構築

日時 平成24年9月7日(金)  
9時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) e-Taxの普及及び定着について

(総務課)

(2) 調査等の広域運営の体制について

(総務課)



(3) 納税証明書交付請求に来署された場合のオンライン請求について (管理運営部門)  
別添1「納税証明書は e-Tax での交付請求が便利です!! (チラシ)」参照

(4) ダイレクト納付のサービス開始金融機関について (管理運営部門)  
別添2「法人税も預金口座から納付可能です! (チラシ)」参照

(5) 「バーコード付納付書」を利用した文書催告について (徴収部門)  
合計金額が 30 万円以下の滞納事案を対象として、「バーコード付納付書」を使用した文書催告の実施を予定しています。

(6) 消費税の各種届出書の送付について (個人課税部門)  
消費税の届出書が必要と見込まれる事業者の方に対して、次のとおり各種届出書等を同封した案内文を 9 月下旬に送付予定です。  
① 平成 24 年分「課税事業者届出書」または「納税義務者でなくなった旨の届出書」  
② 平成 25 年分の①の届出書・「簡易課税選択届出書」

(7) 記帳・帳簿等の保存制度の対象者の拡大について (個人課税部門)  
事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成 26 年 1 月から対象者となる方が拡大されます。  
別添3「平成 26 年 1 月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます (チラシ)」参照

(8) ゴルフ会員権の譲渡所得に係る取得費の取扱いの変更について (資産課税部門)  
別添4「ゴルフ会員権の譲渡所得に係る取得費の取扱いについて」参照

(9) 平成24年分年末調整説明会の開催について (法人課税部門)

イ 日程 平成24年11月21日(水)

第一回 10:00~11:30

第二回 14:00~15:30

ロ 会場 熊谷市拾六間111-1

熊谷文化創造館さくらめいと 太陽のホール

(10) 申告書の記載の手引等の見直しについて (県税事務所)

別添5「法人県民税・事業税、地方法人特別税の申告について(チラシ)」参照

## 5 税理士会からの連絡事項

添付書類

- 1 「納税証明書は e-Tax での交付請求が便利です！ (チラシ)」 (管理運営部門)
- 2 「法人税も預金口座から納付可能です！ (チラシ)」 ( 「 )
- 3 「平成 26 年 1 月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます (チラシ)」 (個人課税部門)
- 4 「ゴルフ会員権の譲渡所得に係る取得費の取扱いについて」 (資産課税部門)
- 5 「法人県民税・事業税、地方法人特別税の申告について(チラシ)」 (県税事務所)

# 納税証明書は e-Tax での交付請求が便利です！！

納税証明書の交付請求は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用して自宅やオフィスから行うことができます。

また、税務署の窓口に設置しているパソコンを使用して、交付請求することもできます。

## e-Taxで交付請求すると・・・

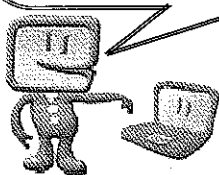
- ◇ 手数料が安価です。1年分1枚370円（通常は400円）
- ◇ 「郵送」で書面の納税証明書を受け取ることができます。  
※ 別途郵送料が必要となります。
- ◇ 大量の枚数が必要でも、税務署の窓口ですぐに受け取れます。  
※ 自宅やオフィスから事前に請求をしてください。

## さらに・・・

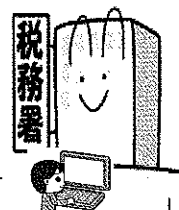
e-Taxでは、書面の納税証明書ではなく、データ（電子ファイル）による電子納税証明書を取得することができます。

e-Taxのメッセージボックスに電子納税証明書の交付準備が整った旨の連絡（「納税証明書発行受付結果（受信通知）」）が格納された日から90日間は、何度でもダウンロードが可能で、複数の提出先に提出する場合でも1枚分の手数料のみで取得できます。

（注）あらかじめ、提出先に電子納税証明書（電子ファイル）の提出が可能か確認してください。



## 税務署の窓口での請求でも手数料が安価に！！



本人（法人の場合は代表者）や代理人が税務署の窓口に設置しているパソコンを使用して、納税証明書の交付請求（書面発行）を行うことができます。この方法により納税証明書の交付請求を行うと、交付手数料が1年分1枚370円（通常400円）となります。

### 留意事項

この方法により納税証明書の交付請求を行う場合、税務署においてe-Taxの「利用者識別番号」及び「暗証番号」（代理人が交付請求する場合には代理人ご自身のもの）をパソコンに入力していただきますので、通常、納税証明書を請求する際に必要なものをお持ちいただくほか、あらかじめ、ご自宅等で「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書」にて、「利用者識別番号」及び「暗証番号」をご確認いただいた上、税務署にお越しく下さい。

なお、これまでにe-Taxを利用されていない方は、「電子申告・納税等開始届出書」の手続が必要です。

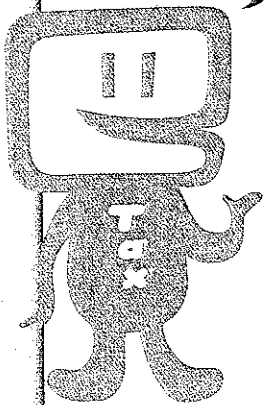
### 参考

- 「利用者識別番号」は、16けたの数字で構成されています。
- 「暗証番号」の構成内容は、次のとおりです。
  - ・半角の8けた以上50けた以内
  - ・英小文字、数字を各1文字以上使用（例：kokuzei111）
- ※ 「利用者識別番号」及び「暗証番号」は大切な番号です。  
管理には十分ご注意ください。

### 納税証明書を請求する際に必要なもの

- ① 手数料金額に相当する収入印紙又は現金
- ② 運転免許証などのご本人であることを確認できるもの（法人の場合には代表者本人、代理人の場合には代理人ご自身のもの）
- ③ ご本人の印鑑（代理人の場合には代理人ご自身のもの）
- ④ 代理人の場合にはご本人（法人の場合には代表者）からの委任状

# ご自宅・オフィスからの納税証明書のオンライン請求・発行手続き



## e-Taxを利用して納税証明書交付請求書を作成

窓口受取及び郵送受取を希望の方は、書面交付用の請求書を作成し、受取方法を選択してください。



## 作成した納税証明書交付請求書に電子署名を付与して送信

送信後、メッセージボックスに格納される受信通知で、正常に受信されたことを必ず確認してください。



## メッセージボックスに格納される交付(発行)準備が整った旨の通知を確認

納税証明書の作成状況、受付番号、納付番号、確認番号、手数料等を確認してください。

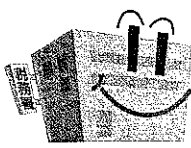


### 窓口受取

税務署窓口で手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。

代理人による受取も可能です(委任状が必要となります。)

本人(代理人)であることが確認できるもの及び受付番号が分かるものをご持参ください。



### 郵送受取

インターネットバンキングやATM等からページーを利用して手数料と郵送料を電子納付\*すると、税務署から納税証明書が郵送されます。

電子納付の際に、納付番号、確認番号等が必要になります。



### 電子取得

インターネットバンキングやATM等からページーを利用して手数料を電子納付\*すると、電子納税証明書(電子ファイル)のダウンロードが可能となります。

電子納付の際に、納付番号、確認番号等が必要になります。

DOWNLOAD

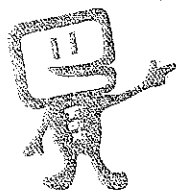


\*インターネットバンキングやATM等の利用に当たり、利用のための手数料が必要となる場合もあるため、あらかじめ利用する金融機関にご確認ください。

e-Taxを利用されていない方が納税証明書のオンライン請求をするためには、e-Tax利用開始の手続と電子証明書の取得(手数料が必要です。)、ICカードリーダーライタの購入等の事前準備が必要です。納税証明書のオンライン請求及びe-Tax利用開始の手続の詳細はe-Taxホームページ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp))をご覧ください。

e-Taxのご利用時間 ▶月曜日～金曜日 午前8時30分～午後9時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコン環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしていますのでご覧ください。

e-Taxの操作に関する質問は、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」TEL.0570-01-5901(e-コクセイ)へお問い合わせください。ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

# 法人税も預金口座から納付可能です！

## ダイレクト納付とは

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、簡単な操作で指定の預貯金口座から、即時または期日指定で納付する手段です（事前に税務署に届出が必要です）。

## ダイレクト納付のメリット

- ◇ 自宅やオフィスから納付可能（税務署や金融機関に行く必要がありません）
- ◇ インターネットバンキングの契約が不要
- ◇ 税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことが可能

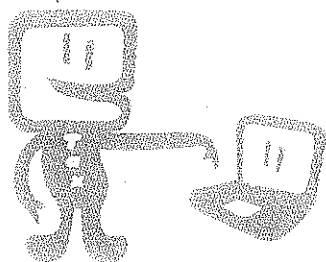
## ダイレクト納付を利用する場合の手続き

- ◇ e-Taxを利用して電子申告等の手続きを行っておく必要があります。
- ◇ 「ダイレクト納付利用開始届出書」を税務署へ書面で提出する必要があります。
- ◇ ダイレクト納付利用開始届出書を提出してから利用可能となるまで、1ヶ月程度かかります。

## 利用可能な税目

源泉所得税、法人税、消費税及び地方消費税、申告所得税、酒税、印紙税

\* 特に源泉所得税のように毎月納付手続きが必要な利用回数の多い税目はとも便利です。



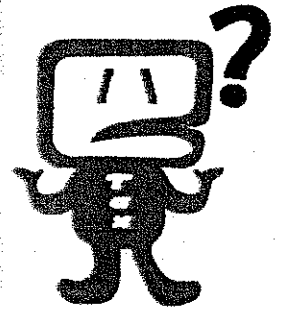
## 利用可能な金融機関

埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、ゆうちょ銀行など

※ 武蔵野銀行は平成24年10月15日からサービス開始予定です。

詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

## ダイレクト納付Q&A



**Q1** ダイレクト納付を利用する場合、口座振替手数料などを別途支払う必要はあるの？

A 手数料等の負担はありません。

**Q2** 期日指定納付でダイレクト納付をした場合、預貯金口座からの納税資金の引き落としはいつ行われるの？

A 期日指定納付では、指定された期日の朝に引き落としが行われます。  
このため、前日までに預金残高の確認をお願いします。

**Q3** ダイレクト納付は夜間や休日でも利用できるの？

A ダイレクト納付の利用時間は、次のとおりです。

期日指定の場合・・・e-Taxの稼働時間内（月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後9時まで）に限られます。

即時納付の場合・・・e-Tax及び金融機関システムの稼働時間内（金融機関システムの稼働時間は、金融機関により異なります。）に限られます。

したがって、休日の即時納付及び休日を納付期日として指定することはできません。

**Q4** ダイレクト納付を利用した場合に、領収証書は発行されるの？

A ダイレクト納付を行った場合には、その他の電子納税を行った場合と同様、領収証書が発行されませんが、「ダイレクト納付完了通知」がe-Taxのメッセージボックスに格納されます。

**Q5** 税理士が代理でダイレクト納付の手続を行った場合、税理士には納付完了の通知が送られるの？

A 税理士がダイレクト納付の手続を行った場合には、納付完了通知が税理士、納税者の双方のメッセージボックスに格納されます。

また、ダイレクト納付が完了しなかった場合にも、双方のメッセージボックスにエラー通知が格納されます。

**Q6** ダイレクト納付を利用した場合に納付書は送付されなくなるの？

A ダイレクト納付利用届出書を提出した場合には、法人税・消費税の納付書は送付されません。

現金で納付される場合には、お手数でも最寄の税務署へ納付書の送付依頼をしてください。



## 平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

- ▶ 事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。

※ 現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

### 平成26年1月からの記帳・帳簿等保存制度

#### ◎ 対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

※ 所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

#### ◎ 記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

#### ◎ 帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

##### 【帳簿書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

### 記帳説明会のご案内

- ▶ 税務署では、新たに記帳を行う方や記帳の仕方がわからない方のために、記帳・帳簿等の保存制度の概要や記帳の仕方等を説明する「記帳説明会」を実施しています。

記帳・帳簿等の保存制度の詳細や「記帳説明会」等のご案内については、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください。最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって「2」を選択後、所得税担当までお問い合わせください。



# 青色申告を始めてみませんか？

- ▶ 「青色申告」は、日々の取引を所定の方法により記帳し、その帳簿に基づいて正しい申告をすることで、税金の面でいろいろ有利な特典を受けることができる制度です。

※ 青色申告の方は、原則として正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳を行わなければなりません。簡易な帳簿（①現金出納帳、②売掛帳、③買掛帳、④経費帳、⑤固定資産台帳）で記帳してもよいことになっています。

## 青色申告の主な特典

### ◎ 青色申告特別控除

不動産所得や事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告をされている方で、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記を言います。）により記帳している方については、一定の要件の下で最高65万円を差し引くことができます。

また、簡易な帳簿による記帳であっても、最高10万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

※ 現金主義による所得計算の特例の適用を受けている場合は、65万円の青色申告特別控除の適用を受けることができません（最高10万円の青色申告特別控除の適用は可能です。）。

### ◎ 青色事業専従者給与の必要経費算入

青色申告をされている方が、事業主と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払う給与については、仕事の内容や従事の程度等に照らして適正な金額である場合には、その支払った金額を必要経費に算入することができます。

※ この特典を受けるためには、「青色事業専従者給与に関する届出書」を所轄税務署に提出する必要があります。

### ◎ 純損失の繰越しと繰戻し

青色申告をされている方は、事業から生じた純損失の金額を、翌年以後3年間にわたって、順次各年分の所得から差し引くことができます（純損失の繰越し）。

また、前年も青色申告をされている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます（純損失の繰戻し）。

## 青色申告をするためには

- ▶ 青色申告をするためには、青色申告をしようとする年の3月15日までに、「所得税の青色申告承認申請書」に必要な事項を記載して、所轄税務署に提出する必要があります。

※ 新たに開業された方は、原則として開業の日から2か月以内に提出してください。

※ 「所得税の青色申告承認申請書」などの申請や届出の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。

青色申告の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「パンフレット・手引き」に掲載している「はじめてみませんか？青色申告！」をご覧ください。最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって「2」を選択後、所得税担当までお問い合わせください。

## ゴルフ会員権の譲渡所得に係る取得費の取扱いについて

### 1 従来取扱い

預託金会員制ゴルフ会員権とは、契約上の地位であり、優先的施設利用権と預託金返還請求権をその内容とする譲渡所得の基因となる資産（事実上の権利）となります。このため、ゴルフ会員権を巡る種々の方策の判定に当たってのメルクマールは、そのゴルフ会員権はゴルフ会員権としての性質を有しているか（維持しているか）、という点を基本として取り扱ってきました。

このことから、自主再建型の再建が行われたゴルフクラブのゴルフ会員権を譲渡した際の譲渡所得の金額の計算において、当該譲渡による収入金額から控除する取得費は、①会社更生法に基づく更生計画による更生手続等により、預託金債権の一部のみを切り捨てられた場合には、切り捨てられた損失の金額は認識せず、取得価額から減額（付け替え）しないものと取扱い、また、②預託金債権の全額を切り捨てられた場合には、更生手続等により取得した優先的施設利用権のみのゴルフ会員権の時価相当額として取り扱ってきました。

### 2 今後の取扱い

上記1②の従来取扱いの一部を以下のとおり変更します。

預託金会員制ゴルフ会員権が会社更生法に基づく更生計画による更生手続等<sup>(注)</sup>によって、預託金債権の全額を切り捨てられたことにより優先的施設利用権（年会費等納入義務等を含みます。以下同じです。）のみのゴルフ会員権となったときであっても、当該更生手続等により優先的施設利用権が、次に掲げる状況その他の事情を総合勘案し、更生手続等の前後で変更なく存続し同一性を有していると認められる場合には、その後に当該優先的施設利用権のみのゴルフ会員権を譲渡した際の譲渡所得の金額の計算において、当該譲渡による収入金額から控除する取得費については、更生手続等前の預託金会員制ゴルフ会員権を取得したときの優先的施設利用権部分に相当する取得価額とします。

- ① 当該更生計画等の内容から、優先的施設利用権が会員の選択等にかかわらず、当該更生手続等の前後で変更がなく存続することが明示的に定められていること。
- ② 当該更生手続等により優先的施設利用権のみのゴルフ会員権となるときに、新たに入会金の支払いがなく、かつ、年会費等納入義務等を約束する新たな入会手続が執られていないこと。

(注) 会社更生法に基づく更生計画による更生手続と同等の法的効果を有する民事再生法に基づく再生計画による再生手続等を含みます。

### 3 所得税の還付手続

上記2の取扱いの変更は、過去に遡って適用することとし、これにより、過去の所得税の申告の内容に異動が生じ所得税が納めすぎになる場合には、国税通則法の規定に基づき、この取扱いの変更を知った日の翌日から2月以内に所轄の税務署に更正の請求をすることにより、当該納めすぎとなっている所得税が還付となります。

更正の請求をする場合は、更生計画等上記2に掲げた内容が分かる書類を併せてご提出ください。

なお、法定申告期限等から既に5年を経過している年分の所得税については、法令上、減額できないこととされていますのでご注意ください。

# 法人県民税・事業税、地方法人特別税の申告について

## 申告書類・添付書類の提出

### 1 確定申告書の提出期限

確定申告書の提出と税額納付の期限は、事業年度又は連結事業年度終了の日から2月以内です。必ず期限内に申告及び納付をしてください。

なお、会計監査人の監査を受けなければならない等の理由により確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合でも、延長の期間中は延滞金が発生しますのでご注意ください。

### 2 関係書類の添付

確定申告書の提出にあたっては、次の区分ごとに必要な書類を添付してください。

これらの様式は、埼玉県税務課のホームページからもダウンロードできます。なお、郵送を希望する場合は所管の県税事務所までご連絡ください。

区分	添付書類		
繰越欠損金の控除をする法人	欠損金額等の控除明細書(第6号様式別表9)		
複数の都道府県に事務所等を有する法人	課税標準の分割に関する明細書(第10号様式)		
都道府県民税利子割の額を法人県民税法人税割額から控除する場合等	利子割額の控除・充当・還付に関する明細書(第6号様式別表4の4) 利子割額の都道府県別明細書(第9号の2様式) ※法人税法施行規則別表6(1)の写し		
法人税で欠損金の繰戻しによる還付を受ける法人	控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書(第6号様式別表2の3)		
外国の法人税等の額を法人県民税法人税割額から控除する場合	外国の法人税等の額の控除に関する明細書(第6号様式別表3、4、4の2)		
非課税事業と課税事業をあわせて行う法人	所得金額に関する計算書(第6号様式別表5)		
埼玉県に主たる事務所等が所在する法人	決算関係書類(損益計算書・貸借対照表) 法人税法施行規則様式別表4の写し		
	社会保険診療を行う医療法人等	医療法人等に係る所得金額の計算書(通達別紙第2号様式)	
連結法人又は連結法人であった法人	課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書(第6号様式別表1)		
連結法人	控除対象個別帰属調整額が発生、又は当該額を法人税割課税標準額から控除する場合	控除対象個別帰属調整額の控除明細書(第6号様式別表2)	
	控除対象個別帰属額が発生、又は当該額を法人税割課税標準額から控除する場合	控除対象個別帰属税額の控除明細書(第6号様式別表2の2)	
外形標準課税法人	全ての外形標準課税法人	付加価値額及び資本金等の額の計算書(第6号様式別表5の2)	
	埼玉県に主たる事務所等が所在する法人	報酬給与額に関する明細書(第6号様式別表5の3) 純支払利子に関する明細書(第6号様式別表5の4) 純支払賃借料に関する明細書(第6号様式別表5の5) 決算関係書類(貸借対照表・損益計算書) ※課税標準額算定表 ※法人税法施行規則様式別表4、別表5(1)の写し ※製造原価報告書(製造業を行う法人のみ) ※販売費および一般管理費の明細書、営業外収益及び営業外費用の各明細書	
		労働者派遣等を受ける法人、又は行う法人	労働者派遣等に関する明細書(第6号様式別表5の3の2)
		特定内国法人、又は非課税事業をあわせて行う法人	付加価値額に関する計算書(第6号様式別表5の2の2) 資本金等の額に関する計算書(第6号様式別表5の2の3)
		収入金課税事業をあわせて行う法人、又は無償増資・無償減資を行う法人等	資本金等の額に関する計算書(第6号様式別表5の2の3)
持株会社に係る特例の適用を受ける法人	特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書(第6号様式別表5の2の4)		

※印の書類は任意提出書類ですが、申告書のチェックに必要となりますのでご協力をお願いします。

# 税 率

本書に記載した税率は、平成20年10月1日以後に開始する事業年度分に適用されます。過去の事業年度分に適用される税率や申告書の詳しい作成方法等は、埼玉県税務課ホームページに掲載している「法人県民税・事業税、地方法人特別税申告書の記載の手引等」(平成20年10月1日以後に開始する(連結)事業年度用)で確認してください。

## 1 法人県民税

### (1) 均等割の税率

(単位：円)

事務所等所在の月数※1		1月	2月	3月	4月	5月	6月
資本金等の額※2	1千万円以下(※3)	1,600	3,300	5,000	6,600	8,300	10,000
	1千万円超1億円以下	4,100	8,300	12,500	16,600	20,800	25,000
	1億円超10億円以下	10,800	21,600	32,500	43,300	54,100	65,000
	10億円超50億円以下	45,000	90,000	135,000	180,000	225,000	270,000
	50億円超	66,600	133,300	200,000	266,600	333,300	400,000
事務所等所在の月数※1		7月	8月	9月	10月	11月	12月
資本金等の額※2	1千万円以下(※3)	11,600	13,300	15,000	16,600	18,300	20,000
	1千万円超1億円以下	29,100	33,300	37,500	41,600	45,800	50,000
	1億円超10億円以下	75,800	86,600	97,500	108,300	119,100	130,000
	10億円超50億円以下	315,000	360,000	405,000	450,000	495,000	540,000
	50億円超	466,600	533,300	600,000	666,600	733,300	800,000

※1 事務所等所在の月数は、暦に従って計算し、所在期間が1月に満たないときは1月とし、1月を超える場合で1月に満たない端数を生じたときは、その端数を切り捨てます。

※2 資本金等の額とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額(同条第17号の2)をいい、保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額をいいます。

※3 資本金等の額が1千万円以下の法人のほか、公共法人及び公益法人等(非営利型法人に該当する一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等)、人格のない社団等、非営利型法人以外の一般社団法人、一般財団法人及び保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないものが該当します。

### (2) 法人税割の税率

(単位：%)

法 人 区 分	税 率
① 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える(※1)法人及び保険業法に規定する相互会社	5.8
② 資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(分割法人については、分割前の法人税額又は個別帰属法人税額)が年1,000万円(※2)を超える法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。)	
③ 上記①、②以外の法人	5.0

※1 事業年度終了の日現在の資本金の額又は出資金の額により判断します。

※2 年1,000万円を超えるかどうかは、地方税法施行規則第6号様式の⑥の額(複数の都道府県に事務所等を有する法人は地方税法施行規則第10号様式の⑥の額)により判断します。また、事業年度が1年に満たない場合は、下表により判定します。

(単位：円)

事業年度の月数	1月	2月	3月	4月	5月	6月
年1,000万円に相当する額	833,333	1,666,666	2,500,000	3,333,333	4,166,666	5,000,000
事業年度の月数	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年1,000万円に相当する額	5,833,333	6,666,666	7,500,000	8,333,333	9,166,666	10,000,000

注) 事業年度の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、その端数は切り上げてください。

## 2 法人事業税

(単位：%)

法人の区分		課税標準の区分			税率
所得を課税標準とする法人	普通法人(※1) 公益法人等 人格のない社団等	所得割 (※2)	軽減税率 適用法人	年400万円以下の所得	2.7
				年400万円を超え 年800万円以下の所得	4.0
				年800万円を超える所得	5.3
		軽減税率不適用法人(※3)	5.3		
	特別法人(※4)	所得割 (※2)	軽減税率 適用法人	年400万円以下の所得	2.7
				年400万円を超える所得	3.6(※5)
軽減税率不適用法人(※3)			3.6(※5)		
外形標準課税法人	資本金の額又は出 資金の額が1億円 超の法人(※6)	所得割 (※2)	軽減税率 適用法人	年400万円以下の所得	1.5
				年400万円を超え 年800万円以下の所得	2.2
				年800万円を超える所得	2.9
		軽減税率不適用法人(※3)	2.9		
	付加価値割	0.48			
資本割	0.2				
収入金額を課税標準とする法人	電気・ガス供給業、 保険業を行う法人	収入割			0.7

※1 普通法人とは、法人税法第2条第1項第9号に規定する普通法人のうち、特別法人、外形標準課税法人、収入金額を課税標準とする法人以外の法人のことをいいます。

※2 複数の都道府県に事務所等を有する法人の課税標準の区分は、関係都道府県に分割する前の所得金額によってください。事業年度が一年に満たない場合、「年400万円」とあるのは「年400万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」と、「年800万円」とあるのは「年800万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」と読み替えてください。この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、その端数を切り上げてください。

※3 軽減税率不適用法人とは、所得を課税標準とする法人については、事業年度終了の日の現況において、事務所等の所在する都道府県が3以上かつ資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人、外形標準課税法人については、事業年度終了の日の現況において、事務所等の所在する都道府県が3以上の法人をいいます。

※4 特別法人とは、地方税法第72条の24の7第5項に掲げる法人(医療法人、農業協同組合、信用金庫等)をいいます。

※5 租税特別措置法第68条第1項に規定する法人(特定の地域に居住する者を対象とする協同組合であって、主として物品供給事業を行うもののうち、組合員数が50万人以上、かつ、店舗の売上高が1,000億円以上であるもの)の税率については、「3.6%」を「4.3%」に読み替えます。

※6 特別法人(地方税法第72条の24の7第5項に掲げる法人)、公益法人等、人格のない社団等、投資法人及び特定目的会社は除きます。

## 3 地方法人特別税

(単位：%)

法人の区分	課税標準	税率
外形標準課税法人	基準法人所得割額	148
外形標準課税法人以外の法人	(地方税法の規定によって計算した所得割額)	81
収入割額によって法人事業税を課税される法人	基準法人収入割額	

注) 基準法人所得割(収入割)額は、課税免除、不均一課税、仮装経理による税額控除、租税条約の実施に伴う税額控除又は減免の適用がある場合には、それらの適用を受ける前の額となります。

## 納付書の記入

法人県民税・事業税・地方法人特別税納付書は、以下の記載例に従って記入してください。

※ 県税事務所から送付するプレプリント確定申告書には1～8までを印字しています。

### <記載例>

法人 県民税 事業税 領収証書(公)														
都道府県コード 110001	地方法人特別税 口座番号 埼玉県 00160-5-960410													
加入者名 埼玉県県税事務所長														
所在地及び法人名 〒330-9301 埼玉県 さいたま市 浦和区 高砂3-15-1 株式会社 ○○○○ 様														
年号 4	年度 24	原税目 99	31	4	事業年度の始期 23	04	01	51	法人番号 009999999					
事業年度等 23・04・01 から 24・03・31 まで		納付区分 新 村 区 分		中子(修正)の( ) 間定(正定)の( )										
法人県民税	法人税割額	01	6						5	0	0	0	0	
	均等割額	02							5	0	0	0	0	
	延滞金	03												
	計	04	7						0	0	0	0	0	
法人事業税・地方法人特別税	所得割額	05	1						5	7	1	2	0	0
	付加価値割額	06												
	資本割額	07												
	収入割額	08												
	地方法人特別税額	09	1						2	7	2	6	0	0
	計(05~09)	10	2						8	4	3	8	0	0
	延滞金	11												
	過少申告加算金	12												
	不申告加算金	13												
	重加算金	14												
計(10~14)	15	2						8	4	3	8	0	0	
計(04)+計(15)	16	7						8	4	3	8	0	0	
納期限	平成24年5月31日													
課税事務所	○○○○ 県税													
上記のとおり領収しました。(納税者保管)														
◎この納付書は、3枚1組の複写式となっていますので、切り離さずに提出してください。														
領収日付印														

1 所在地及び法人名  
ゴム印をお使いの場合は、2～3枚目の押印もれに注意してください。

2 年度  
県税事務所に申告する年度

3 県税  
県税コード

4 事業年度の始期  
事業年度の始まりの日  
(下段の事業年度等の始期と同じ日)

5 調定  
申告区分に合わせた調定コード

6 法人番号  
埼玉県固有の番号

7 事業年度等  
事業年度の始期と終期

8 納付区分  
該当するものを選択(5と同じ)

9 法人県民税  
法人税割・均等割それぞれの納付額を記入  
「計(04)」に01～03の合計額を記入

10 法人事業税・地方法人特別税  
法人事業税・地方法人特別税それぞれの納付額を記入  
「計(10)」には05～09の合計額を記入  
※「計(15)」の金額は「計(10)+11～14」となるので注意

11 合計(16)  
県民税・事業税、地方法人特別税の合計額を記入  
※ 「計(04)」 + 「計(15)」 = 「計(16)」

## お知らせ

埼玉県税務課ホームページから、申告書、届出書、納付書等の様式がダウンロードできます。また、各県税事務所のご案内や、県税に関する情報を掲載していますのでご利用ください。

埼玉県税務課ホームページ「くらしと県税」のダウンロードページ

埼玉県 くらしと県税



<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/z-kurashiindex/z-6.html>



埼玉県のマスコット「コバトン」

☆省エネ機器など、節電対策のための設備資金にも☆  
 ご存知ですか？

無担保

低利

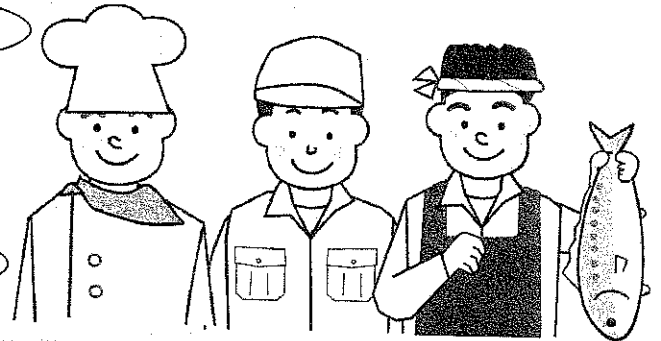
無保証人

# マル経融資

新しい厨房機器を購入したい！

繁忙期の外注費を決済したい！

新しい商品を仕入れたい！



マル経融資制度とは、熊谷商工会議所が、熊谷市内（一部地域を除く）事業所の経営を応援するための、無担保・無保証人・低利の、国の融資制度です。原則として6ヶ月以上、熊谷商工会議所の経営指導を受けている事業所が対象となります。（詳細は下記をご覧ください）

## 融 資 条 件

- ◎融資限度額 **1,500万円**  
融資限度額の範囲内で、重複や借替も可能
- ◎年 金 利 **1.75%** 平成24年6月1日現在
- ◎返済期間 運転資金…**7年以内**  
（据置1年以内）  
 設備資金…**10年以内**  
（据置2年以内）
- ◎担保・保証人 **不要**
- ◎信用保証料 **無料**

## ご利用いただける方

- ◎営業年数/熊谷市内（一部地域を除く）で1年以上事業を行っている方
- ◎規 模/従業員数（役員・家族・パートを除く）が商業・サービス業5名以内、製造業・その他20名以内の事業所
- ◎納 税/義務納税額（所得税・法人税・事業税・都道府県税もしくは市町村民税）を完納している方
- ◎業 種/日本政策金融公庫の融資対象業種の方
- ◎経営指導/当商工会議所の経営指導を原則6ヶ月以上受けている方

ご融資の流れ ※まずはお電話にてご相談ください 熊谷商工会議所 TEL521-4600

ご相談

申込受付

現地調査

審査会

推 薦

融資決定

融資実行

※ご状況によりご利用いただけない場合もございます。まずはお気軽にご相談ください。

ご相談の際は、2期分の決算書（決算後6ヶ月経過後は試算表も）と借入金明細をご持参ください。  
 ※お申込に当たって、ご用意いただく書類がございます。詳しくはお問合わせください。